

## 本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」について

## 1 本市におけるこれまでの取組

本市では、平成29年4月からの「総合事業」の実施に向け、これまで、利用者・事業者などの意向把握や、関係団体等との調整を図りながら、サービスの種類や利用者負担割合など必要となる事項について、次のとおり検討を進めてきた。

## (1) 本市の状況を踏まえた事業の整理・・・別紙1

要支援者等が利用する現行サービスの水準を維持するとともに、既存の福祉サービスの整理に加え、地域での介護予防の取組や住民主体の活動がより充実したものとなるよう事業を整理してきた。

- 要支援者等が従来同様のサービスを継続して利用できるサービス提供体制の構築
- 介護予防事業を始めとするこれまでの取組の充実
- 地域住民や地域の各種団体など多様な資源が活躍できる仕組みづくり

## (2) サービスの種類、指定基準、単価、利用者負担割合等の設定

## ア 利用者や事業者などの意向を踏まえたサービスの設定

- ・ サービスの種類だけでなく、サービスを利用できる対象者も変わることによる、利用者や事業者等との意見交換・調整
- ・ 新たなサービスの担い手となる事業者やNPO、ボランティア団体等との参入意向についての意見交換

## イ 関係団体等とのバランスに配慮した基準の設定

- ・ 国のガイドラインを踏まえた、既存のサービス提供事業者等との十分な調整による基準等の設定

## (3) 担い手の確保

## ア 介護保険サービスから移行するサービスの担い手の確保

- ・ 国の「みなし指定制度」の活用による、従来の介護事業者の確保

## イ 制度改正による新たなサービスの担い手の確保

- ・ 一般の事業者やNPO、ボランティア団体などとの意見交換を通じた事業参入しやすい仕組の構築

## 2 総合事業の内容について

本市におけるこれまでの取組を踏まえ整理した内容については、次のとおり

### (1) 基本的な考え方

高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、本市では、次の考え方のもと総合事業に取り組む。

#### 【総合事業により目指す姿】・・・別紙2

要支援認定者等に対し、従来の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスを提供するとともに、ボランティアなどによる多様な支援や一般介護予防事業の充実を図りながら、高齢者自身が社会における役割を見だし、生きがいを持って活躍することができる機会を増やし、支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、多様で柔軟な生活支援の提供や住民主体の活動の充実に繋がる「地域での介護予防」の推進を目指す。

### (2) 事業構成

総合事業は、要支援相当者（要支援1・2認定者及び基本チェックリスト該当者）を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」と、第1号被保険者を対象とする「一般介護予防事業」の2つの事業から構成されており、本市の「総合事業」では、次の考え方により各種事業を構成する。

#### ア 介護予防・生活支援サービス事業

- ・ 全国一律であった予防給付における「訪問介護（ホームヘルプサービス）」及び「通所介護（デイサービス）」については、介護予防・生活支援サービス事業における「訪問型サービス」及び「通所型サービス」として、従来の国の基準を基に実施する。
- ・ 「緩和した基準」による「訪問型サービス」及び「通所型サービス」については、利用者に対し一定の質が保たれたサービスを継続して提供する必要があることから、国のガイドラインを基に、シルバー人材センターなどが既に提供している類似のサービスと同水準の基準・単価等により実施する。
- ・ 住民主体の活動に対する支援については、地域での介護予防活動やボランティア活動等がより効果的かつ継続的に実施されるよう、本市におけるこれまでの取組を活かしながら、住民主体の活動に対する支援を実施する。

#### イ 一般介護予防事業

本市においては、これまででも、より多くの高齢者が自ら介護予防活動に取り組むことができるよう、高齢者のニーズに応じた多様な介護予防事業を展開してきたところであり、総合事業においても、引き続き、介護予防活動の普及・啓発や地域主体の介護予防活動の育成・支援などに取り組むことにより「地域での介護予防」の推進を目指す。

### (3) 介護予防・生活支援サービス事業の内容等

#### ア サービスの種類

本市が、平成29年4月から実施する「介護予防・生活支援サービス事業」については、国のガイドラインにおいて示されている全てのサービス類型を一体的に実施する。

##### ○ サービス類型

類 型	内 容	実施方法
予防給付相当サービス【相当】	現在の予防給付（訪問介護・通所介護）と同様のサービス	指 定
基準緩和型サービス【A型】	市独自の基準による生活支援サービス等	指 定
住民主体型サービス【B型】	市独自の基準による住民主体の活動への支援	補 助
短期集中型サービス【C型】	専門職による短期間・集中的なリハビリ等の支援	委 託

#### イ サービス種類ごとの指定基準、単価等

「介護予防・生活支援サービス事業」の実施にあたり必要となる指定基準や単価等については、次の考え方により整理する。

##### ① 予防給付相当サービス【相当】・・・別紙3

既存の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護のサービス利用者が総合事業においても、必要となるサービスを継続して利用することができるよう、サービス提供事業者に対する指定基準並びにサービス単価については、従来の国の基準（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）と同様とする。

※ 予防給付相当サービスのサービス単価については、国のガイドラインにおいて、国が定める額（予防給付の単価）を上限として個別の額（サービス単価）を定めることと規定されている。

##### ② 基準緩和型サービス【A型】・・・別紙4

基準緩和型サービス提供事業者に対する指定基準並びにサービス単価等については、国のガイドラインにおいて、専門資格を有しない者による生活支援サービスの提供が可能とされている一方で、利用者に対し一定の質が保たれたサービスを継続して提供する必要があることから、シルバー人材センターなどが既に提供している類似のサービスと同水準に設定する。

※ 基準緩和型サービスのサービス単価については、国のガイドラインにおいて、国の定める額（予防給付の単価）を下回る額を個別の額（サービス単価）として定めることと規定されている。

### ③ 住民主体型サービス【B型】・・・別紙5

老人クラブやNPO団体などの地域団体が主体的に取り組む活動や、介護予防自主グループなどによる身近な運動の場が安定的に継続して提供されるよう、国のガイドラインにおいて示されている人員・設備基準や、本市における既存の補助制度を参考に設定する。

※ 国のガイドラインにおいて、住民主体型サービスに対する補助（助成）の対象や額等については、「立ち上げ支援」や「活動場所の借り上げ費用」、「間接経費（人件費等）」など様々な経費を、市町村がその裁量により対象とすることが可能とされている。なお、施設整備の費用、直接要支援者等に対する支援等と関係ない従業員の募集・雇用に要する費用、広告宣伝に要する費用等は対象外とされている。

### ④ 短期集中型サービス【C型】

従来 of 二次予防事業で実施していたサービスの移行となることから、利用料の設定を含め、従来 of 二次予防事業と同内容として実施する。

## ウ 利用者負担及び支給限度額

- ・ 「総合事業」において実施する各種サービスについては、その財源として介護保険料が充てられるものであり「負担の公平性」を図る必要があるほか、予防給付相当サービスについては、従来 of 国の基準に基づき継続してサービスが提供されることから、利用者負担については、従来 of 予防給付と同様に、利用者の所得に応じた1割・2割負担とする。
- ・ 「事業対象者」のサービス費の限度額（支給限度額）については、原則として、要支援1と同額（50,030円）とする。但し、利用者の状態により、市が必要と認める場合（短期間・集中的なサービスを利用することにより状態の維持・改善が見込まれる場合など）には、要支援2の限度額（104,730円）まで利用可能とする。

## 3 総合事業の充実に向けた取組

### (1) 生活支援サービス等の担い手の確保

国のガイドラインにおいて、生活支援サービスの提供主体となるボランティアに関して、一定の知識を有していることが望ましいとされていること、また、本市が総合事業により目指す、「地域での介護予防」の推進に向け、地域支援事業の中で取り組む生活支援体制整備を活用し、新たに、生活支援サービス等の担い手の養成に取り組むため、シルバー人材センターによる研修事業を実施する。

### (2) 「総合事業」を活用した高齢者を支える地域づくりの推進

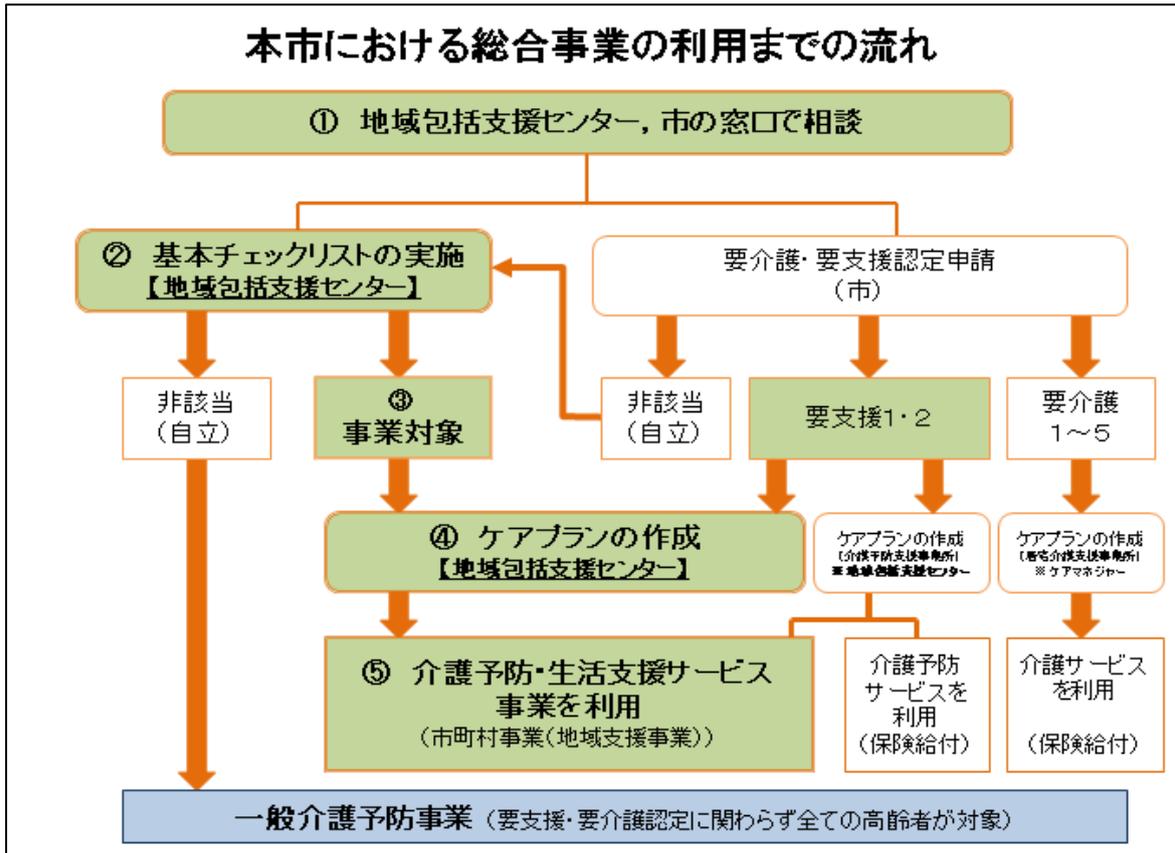
地域で高齢者を支え合う体制づくりを推進するため、社会福祉審議会等が担う「協議体」において「生活支援コーディネーター」を選定し、生活支援サービス等の充実に向けた取組を推進する。

### (3) 住民主体の活動への支援の充実

「住民主体型サービス」の担い手となるボランティア等が、要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防を提供するとともに、必要な時に地域包括支援センターなどの必要な機関に連絡することができるよう、研修等を通じた人材育成に取り組む。

### 4 本市における「総合事業」によるサービス利用の流れ

要支援相当者（要支援1・2認定者及び基本チェックリスト該当者）の「総合事業」によるサービス利用の流れについては、国のガイドラインに基づき、次のとおり整理する。



### 5 今後のスケジュール

平成28年 7月 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

※ 総合事業の実施に係る基準等について

8月 本市の総合事業実施内容の決定

9月～ 市民周知, 事業者説明会・研修会, 事業者指定等の実施

12月～ サービス移行調整・事業実施準備

平成29年 4月～ 総合事業の実施